

精神障害者保健福祉手帳で利用できるサービス

《 蓮田市 》



©蓮田市

1 重度心身障害者医療費助成制度

65歳未満で手帳1級の交付を受けた方は、重度心身障害者医療費の助成を受けることができます（ただし、精神病床への入院費用は対象外）。*所得により制限があります。

また、65歳未満で手帳2級の交付を受けた方が65歳から74歳の間に後期高齢者医療制度に加入することで、重度心身障害者医療費の助成を受けることができます。

（窓 口）蓮田市役所 福祉課 障害福祉担当 ℡768-3111(内182)

2 後期高齢者医療制度適用の対象年齢の引下げ（1・2級のみ）

65歳から74歳で手帳1・2級の方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

（窓 口）蓮田市役所 国保年金課 高齢者医療担当 ℡768-3111(内112)

3 在宅重度心身障害者（児）手当（1級のみ、措置入院している方は対象外）

手帳1級の方は、月額5,000円の手当の支給を受けることができます。所得により制限があります。ただし、65歳以上になって新規に手帳を取得した方は対象外となります。

（窓 口）蓮田市役所 福祉課 障害福祉担当 ℡768-3111(内138)

4 自立支援医療費（精神通院医療）申請における意見書の省略

手帳の交付を受けた方が、初めて自立支援医療費（精神通院医療）の申請をする際に、手帳の写しを添付することにより医師の意見書が不要になります（場合により重度かつ継続に関する意見書（追加用）の提出が必要です）。

ただし、以下の条件があります。

- ・手帳が診断書（精神障害者保健福祉手帳）により承認されたもの。

（窓 口）蓮田市役所 福祉課 障害福祉担当 ℡768-3111(内138・139)

5 税制上の優遇措置

（1）所得税

① 障害者控除

本人、その控除対象配偶者、扶養親族のいずれかが手帳の交付を受けた場合、申告により、障がい者1人につき手帳1級の方は40万円、2・3級の方は27万円が所得金額から控除されます。

② 同居特別障害者加算（1級のみ）

同居している控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者（手帳1級）である場合、扶養控除に障がい者1人につき35万円が加算され、所得金額から控除されます。

①②とも

（窓 口）春日部税務署 TEL048-733-2111 春日部市大沼 2-12-1

※ 所得税を給与から源泉徴収されている場合は勤務先の給与担当者へ

③ 預貯金等の利子所得等の非課税

手帳の交付を受けた方は、金融機関の窓口で手続きすることにより、一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税となります。

（窓 口）各金融機関

（2）住民税

① 障害者控除

本人、その控除対象配偶者、扶養親族のいずれかが手帳の交付を受けている場合、障がい者1人につき、手帳1級の方は30万円、2・3級の方は26万円が所得金額から控除されます。

② 同居特別障害者控除（1級のみ）

同居している控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者（手帳1級）である場合、所得金額から障がい者1人につき56万円が控除されます。

③ 非課税限度額

手帳の交付を受けている方で、退職所得を除いた前年の所得が135万円以下の方は住民税がかかりません。

（窓 口）蓮田市役所 税務課 市民税担当 TEL768-3111

（内 126・127・128・192）

※ 所得税を給与から源泉徴収されている場合は勤務先の給与担当者へ

（3）相続税の障害者控除

手帳の交付を受けた方が相続等により財産を取得し、法定相続人に該当する場合、下記の額が相続税額から控除されます。

手帳1級の方は、85歳に達するまでの年数×20万円

手帳2・3級の方は85歳に達するまでの年数×10万円

（窓 口）春日部税務署 TEL048-733-2111 春日部市大沼 2-12-1

（4）贈与税・特別障害者扶養信託契約にかかる贈与税の非課税（1級のみ）

手帳1級の交付を受けた方が信託の受益者になった時は、信託銀行経由で税務署に申告することにより、その信託受益権のうち6,000万円までの部分について、贈与税が非課税になります。

（窓 口）春日部税務署 TEL048-733-2111 春日部市大沼 2-12-1

(5) 自動車税等の減免（1級のみ）

手帳1級で通院医療費の公費負担制度を利用されている方、または同居家族、常時介護する方が取得・所有する自動車で、手帳所持者の通院のために使用するものについては、手続きをすることにより、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税が減免になります。

(窓 口) 軽自動車税以外は、埼玉県自動車税事務所 ℡048-658-0227

軽自動車税は、蓮田市役所 税務課 市民税担当 ℡768-3111

(内 126・127・128・192)

6 NTT番号案内の料金減免

電話番号案内（104番）を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料になります。

(窓 口) NTT各営業所／NTTふれあい案内 0120-104174(フリーダイヤル)

7 携帯電話基本使用料等の割引

手続きをすることにより、基本使用料や通話料等が割引されます。

(窓 口) 各携帯電話事業者

8 県営住宅に関する優遇

(1) 県営住宅の家賃減額

収入月額が一定額以下の世帯は、家賃の減額を受けられます。

(2) 入居抽選の優遇（1・2級のみ）

手帳1・2級の方が世帯員の場合、入居抽選が優遇されます。

(窓 口) 埼玉県住宅供給公社

さいたま市浦和区仲町 3-12-10 ℡048-829-2875

9 市内公共施設の利用料の減免

各施設の使用料が手帳を提示することによって半額となります。

(窓 口) 各施設

10 市外公共施設の使用料の減免

手帳の交付を受けている方と手帳1・2級を持っている方の介護者1人が公の施設を利用する場合、手帳を提示することにより利用料の減免が受けられることがあります。減免内容等については直接施設にお問合せください。

(窓 口) 各施設

11 埼玉県思いやり駐車場制度（1級のみ）

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

*利用証の交付には条件があります。

*区画のある施設は県ホームページで確認できます。

(窓口) 埼玉県福祉政策課 TEL048-830-3223

蓮田市役所 福祉課 障害福祉担当 TEL768-3111

1.2 福祉タクシー利用券の交付

手帳1・2級の方が県内のタクシーを利用する場合、初乗り運賃相当額(乗車料金が初乗り運賃相当額の2倍以上の額になる場合は2倍の金額まで)のタクシー利用券を、1人年間1冊(36枚綴)交付します。毎年度申請が必要です。手帳を持参してください。

※下記の燃料費助成券と、どちらかひとつを選んでいただきます。

(窓口) 蓮田市役所 福祉課 障害福祉担当 TEL768-3111(内138・139)

1.3 燃料費助成券の交付

手帳1・2級の方が使用する自動車等の燃料費を補助します。市内の協定スタンドで使用できる燃料費助成券を、1人年間1冊(12,000円分:1,000円×12枚綴)を交付します。毎年度申請が必要です。手帳を持参してください。

※上記の福祉タクシー利用券と、どちらかひとつを選んでいただきます。

(窓口) 蓮田市役所 福祉課 障害福祉担当 TEL768-3111(内138・139)

1.4 運転免許取得費の補助

手帳の交付を受けている方が、自動車運転免許(原則として第1種普通免許)を取得することにより、自立更生を促進すると認めた場合、取得経費(限度額12万円)を助成します。※世帯の所得により制限があります。

(窓口) 蓮田市役所 福祉課 障害福祉担当 TEL768-3111(内138・139)

1.5 自動車改造費助成

手帳の交付を受けている方で、自動車の改造をすることにより、就労、社会参加の機会の促進が認められる場合、本人が所有し運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等、改造に要する経費の一部(10万円まで)を助成します。※世帯の所得により制限があります。

(窓口) 蓮田市役所 福祉課 障害福祉担当 TEL768-3111(内138・139)

1.6 障害福祉サービスの利用

サービスは、在宅生活を支援するサービス(居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、重度障害者包括支援、短期入所(ショートステイ))、外出を支援するサービス(行動援護、同行援護)、昼間の生活を支援するサービス(療養介護、生活介護)、住まいの場としてのサービス(共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援)、訓練のためのサービス(自立訓練(機能訓練・生

活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型(雇成型)、就労継続支援B型(非雇成型)、自立生活援助、就労定着支援)、相談支援に関するサービス(地域移行支援、地域定着支援、サービス利用支援、継続サービス利用支援)等があり、手帳の交付を受けている方は、勘案すべき事項(障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等)及びサービス等利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われ、利用のプロセスが異なります。

※本人とその配偶者の所得により利用者負担があります。

(窓 口) 蓮田市役所 福祉課・子ども支援課 ☎768-3111

1.7 障害児通所サービス

勘案すべき事項(障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等)、障害児の調査項目及び障害児支援利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われます。サービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。

※原則、保護者の属する住民基本台帳上の世帯の所得により、利用者負担があります。

(窓 口) 蓮田市役所 子ども支援課 児童福祉担当 ☎768-3111(内 153・154)

1.8 生活サポート事業の利用

手帳の交付を受けている方及びその家族が、登録した民間のサービス提供事業者による一時的介護等のレスパイトサービスを利用する場合、利用料が軽減されます。

(窓 口) 蓮田市役所 福祉課 障害福祉担当 ☎768-3111(内 138・139)

1.9 日中一時支援事業の利用

日中に介護するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)に対し、日中における介護の場を確保します。

(窓 口) 蓮田市役所 福祉課・子ども支援課 ☎768-3111

2.0 移動支援事業の利用

屋外での活動に困難がある障がい者(児)の自立生活及び社会参加を促すため、余暇活動等の社会参加のための外出に対して支援を行います。

(窓 口) 蓮田市役所 福祉課・子ども支援課 ☎768-3111

2.1 NHK放送受信料の減免

1級の精神障がい者が世帯主かつ受信契約者の場合に、半額免除となります。1～3級の精神障がい者を含む世帯全員が非課税の場合には、全額免除となります。

(窓 口) 蓮田市役所 福祉課 障害福祉担当 ☎768-3111(内 138・139)

2 2 バス運賃の割引

手帳の交付を受けた方は県内を発着するバスを利用する場合、運賃の 5 割が割引されます。ただし、バスの定期券は 3 割引きです。（小児定期券は割引されません。）詳細は各バス会社へお問い合わせください。

2 3 航空旅客運賃の割引

手帳の交付を受けた方で満 12 歳以上の精神障がい者が国内線の飛行機を利用する際、割引になる場合があります。割引の内容については各航空会社にお問い合わせください。



精神障害者保健福祉手帳をお持ちの皆さまへ

**住所や氏名などが変わったときは、
「障害者手帳記載事項等変更届」を提出してください。**

▶ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、氏名が変わったときや埼玉県内（※さいたま市を除く）で転居などをして住所が変わったときは、法令により「障害者手帳記載事項等変更届」の届出が必要です。

届出することによって、マイナンバーとの情報連携ができます。

- 障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）については、今後、マイナンバーを使った情報連携ができるようになります。
- 障害者手帳の登録内容が正しく、マイナンバーで情報を得ることができれば、他の手続の際に、障害者手帳のコピーの提出が不要となる場合があります。
- 障害者手帳に書かれた情報（住所、氏名など）が変わった場合、または、すでに変わっている場合には、必ずお住まいの市区町村の障害福祉担当課に「居住地等変更届」を届け出てくださいますようお願いいたします。

※他都道府県やさいたま市への（からの）転出入の際は、変更届ではなく、精神障害者保健福祉手帳の交付申請が必要です。

お問合せ先 埼玉県蓮田市福祉課

TEL : 048-768-3111 FAX : 048-769-0684